

## 那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 那賀町に住所を有する者が、徳島県大会等の予選を経て県外で開催されるスポーツの四国大会、全国大会（以下「大会」という。）の出場権を獲得して参加する場合、スポーツの健全な発展及び技術水準向上に資することを目的に、その費用を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱を適用するのは、那賀町立小中学校の児童生徒及び那賀町体育協会に所属する者、青年団など那賀町を主体として活動している個人又は団体とし、次の各号のいずれかが主催する大会であることとする。

- (1) 日本体育協会又はそれに加盟する団体
- (2) 小学校・中学校体育連盟
- (3) 文部科学省
- (4) B&G財団
- (5) 日本青年団協議会

2 前項に掲げる主催の大会であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 交流又は親睦が主たる目的であると認められるもの
- (2) 申請時において、町税、町の各種使用料及び手数料その他本町に対する債務について、支払い期限が到来しているにもかかわらず未払い金がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及び構成員の利益になると認められるとき

3 補助金の交付については、前年度にこの補助金の交付を受けていない者で、同一年度に一回限りとする。（那賀町立の小中学校の児童生徒は除く。）ただし、補助金の交付対象となった大会で優秀な成績をおさめ、当該大会の上位大会に出場する場合はこの限りでない。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、大会の出場に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 参加費
- (2) バス、レンタカー等借上料
- (3) 鉄道、飛行機、バス等運賃
- (4) 宿泊費

2 前項の規定する補助対象経費については、那賀町職員等の旅費支給条例施行規則（平成21年那賀町規則第22号）を準用する。

3 補助対象人員については、大会要項等に定める登録の範囲内で当該大会に登録される選

手、監督、コーチ等に限る。なお、監督、コーチ等の登録規定のない競技にあつては引率指導者1名を対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、那賀町立小中学校の児童生徒については補助対象経費の全額を、その他については補助対象経費の2分の1以内に相当する額とする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項に規定する補助金の額の算定にあたって、所属競技団体や大会の主催者等から出場に係る経費の補助がある場合は、当該補助金の額を差し引くものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(18歳未満についてはその保護者。以下「申請者」という。)は、那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 大会実施要項又は大会内容が確認できるもの
- (2) 出場選手名簿又は出場することが確認できるもの
- (3) 予選大会の成績がわかるもの
- (4) 収支予算(決算)書(様式第2号)
- (5) 同意書(様式第3号)
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定又は却下)

第6条 町長は、前条に規定による申請があつたときは、その内容を審査し、那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付決定書(様式第4号)又は那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付申請却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定事項の変更・中止)

第7条 前条により補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けるに至った事項を変更又は中止する場合、那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金変更(中止)承認申請書(様式第6号)を提出して、那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金(変更・中止)承認書(様式第7号)により町長の承認を受けなければならない。

(概算払い)

第8条 町長が必要と認める場合は、請求により補助金を概算払いにより交付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は当該大会終了後、速やかに那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算（決算）書
- (2) 補助対象経費にかかる領収書（原本に限る。）
- (3) 大会プログラム及び結果等
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第 11 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 大会の出場を中止したとき
- (2) 補助金の交付申請に不正な事実があると認められるとき

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

那賀町長 様

申請者 住 所  
(保護者) 氏 名 印  
電話番号

※日中に連絡がとれること

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付申請書

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金の交付を受けたいので、那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 出場者の住所・氏名・生年月日

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

2 大会の名称

3 開催日又は期間

4 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

5 添付書類

- (1) 大会実施要項又は大会内容が確認できるもの
- (2) 出場選手名簿又は出場することが確認できるもの
- (3) 予選大会の成績がわかるもの
- (4) 収支予算書 (様式第 2 号)
- (5) 同意書 (様式第 3 号)
- (6) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条、第8条関係）

収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

項 目	金 額	説 明
計		

支出の部

（単位：円）

項 目	金 額	説 明
計		

同 意 書

那賀町長 様

私は、那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付要綱（平成30年那賀町教育委員会告示第3号）に規定する補助金の申込に際し、同要綱第2条第2項第2号に規定する補助対象者の確認のため、町の関係課及びその他の関係機関に対し、住民登録情報、地方税関係情報、介護保険料、後期高齢者医療保険料、各種使用料及び手数料その他必要事項について照会を行うことを同意します。

同意年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(申請者) 住 所 那賀町

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(世帯主) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(世帯員) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(世帯員) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(世帯員) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(世帯員) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(世帯員) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(注意事項)

- 1 住民票上同一世帯の方、全員（18歳未満を除く。）の同意が必要となります。  
ただし、補助対象者が18歳未満の場合、住民登録情報確認のため記入が必要となります。
- 2 課税状況の確認を行う期間は、同意した日から当該事務が完了する日までとします。

様

那賀町長

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象者の氏名

2 補助金の額 金 円

補助事業の内容については申請書に記載のとおりとする。

様

那賀町長

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金について、下記のとおり交付申請を却下したので通知します。

記

1 却下の理由

不服申立及び取消訴訟

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消を求める訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に那賀町（訴訟において那賀町を代表する者は町長となります。）を被告として裁判所に提起することができます。なお、決定があったことを知った翌日から起算して 6 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することが出来なくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消の訴えを提起することができます。



様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

那賀町長 様

申請者 住 所  
(保護者) 氏 名 印  
電話番号

※日中に連絡がとれること

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け那賀教第 号により交付決定を受けた那賀町スポーツ大会  
出場参加費等補助金の内容を次のとおり変更（中止）したいので関係書類を添えて申請し  
ます。

1. 変更（中止）となった事項

交付申請時に添付した書類のうち、変更（中止）となった事項が確認できる書類を添付  
すること

様式第7号（第7条関係）

那 賀 教 第      号  
年    月    日

様

那賀町長

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金（変更・中止）承認書

年    月    日付けで変更申請のあった那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金  
については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 補助金の額                      金                      円

内容については変更（中止）承認申請書に記載のとおりとする。

年 月 日

那賀町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

※日中に連絡がとれること

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金実績報告書

年 月 日付け那賀教第 号により交付決定を受けた那賀町スポーツ大会  
出場参加費等補助金について、当該大会が終了しましたので、那賀町スポーツ大会出場参  
加費等補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 大会結果等

3 添付書類

- (1) 収支予算 (決算) 書 (様式第 2 号)
- (2) 補助対象経費にかかる領収書 (原本に限る。)
- (3) 大会プログラム及び結果等
- (4) その他町長が必要と認めるもの

那賀教第 号  
年 月 日

様

那賀町長

那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった那賀町スポーツ大会出場参加費等補助金の額について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助対象者の氏名

2 補助金の額 金 円